

津市 電子申請受付システム利用における留意事項

1 業務エリア

津市内

2 審査対象建築物等

建築物：建築基準法第6条第1項第3号に掲げる建築物の新築。ただし、計画通知は新築に限らない。

昇降機：すべての昇降機

工作物：すべての工作物

3 事前相談・仮受付

申請前に建築指導課の担当者にご連絡ください。

4 申請手数料の納付

申請手数料は本市の窓口における現金支払又は本市が発行する納付書（後日郵送いたします。）による指定金融機関での払込で納付していただきます。なお、申請手数料は、窓口での書面申請と同額です。

5 申請データの作成

- (1) ファイル形式は、PDFを使用してください。当面、添付する図面の印刷設定サイズはA3版以下としてください。
- (2) 原則、図面は1ファイル1枚とし、日本語でわかりやすいファイル名を使用してください。（換気計算や関係規定の写し、一連の資料等は1ファイルに複数枚とすることも可能です。）

6 確認済証等取得

確認済証等の交付は、紙での手交又は電子申請受付システムに当該処分通知をアップロードする方法（電子交付）により行います。